

第 16 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 4 月 7 日 午後 3 時 00 分から

開催場所：別館 1F 大ホール（A・B）

出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名

欠席者：無

議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	<p>只今から第 16 回福津市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、農業委員全員出席です。</p> <p>よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	〈会長挨拶〉
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	<p>それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、6 番、7 番の委員にお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 116 号から日程第 10 議案第 125 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げお願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。</p> <p>それでは、日程第 1 議案第 116 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	譲り渡し人が田んぼにて以前耕作されておりましたが、耕作が難しくなったとのことで、この度譲渡をされるとのことです。
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p>

	<p>次に番号 2 について、事務局の提案をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>(現在借入地となっていて、耕作も発生しておりません。)譲り渡し人が売りたいとのことで話が進み、譲渡人も農地の規模拡大のために合意となっております。</p> <p>この件について、ご質問や意見などはありますか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>それでは番号 3 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p>〈議案朗読〉</p> <p>譲り渡し人は現在住んでおらず、譲受人が現在農地 10 坪を含む敷地内に住居しております。その農地にて家庭菜園をしている状況です。地目も畠となっており、譲渡後も問題なく家庭菜園ができると考えられます。</p>
担当委員	<p>この件について、ご質問や意見などはありますか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2 議案第 117 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p>〈議案朗読〉</p> <p>事業の一環として軽自動車をオークションより購入後、30 日間保管のための敷地としての利用でございます。自動車を積み重ねる等の危険な保管はいたしません。入庫後に即配送するため、郊外・都市において整備等を行うこともなく、一日最大6台を配送するとのことです。配送時は児童の登下校時間帯は避けるようにいたします。年間配送台数は 500 台を予定しており、同事業を新宮町でもされていた実績がございます。</p>
担当委員	<p>この件について、ご質問や意見などはありますか。</p> <p>事業をするにあたって、覚書か何かを出す予定はございますでしょうか。</p>
議長	<p>農地転用の覚書に関しては、必須の書類ではございませんので、現在では作成予定とはなっておりませんが、譲受人としても地元の方のご要望や意見は真摯に受け止めていきたいとの姿勢ではございます。</p>
委員	<p>でしたら申請内容とは異なった事業等への着手が見られた際の罰則等は設けるのでしょうか。また、新宮町では解体業者ではないとの証明はされているのでしょうか。</p>
局長	
委員	

局長	ひと月前の会議の際には事業内容が明確でない中で、議論が進められてしまっていました。その上で改めて事業内容を明確にしていただいた点が先ほど担当委員からご説明があった内容でございます。そのため、今後を踏まえた憶測での議論に関してはこの段階では控えさせていただきたいと思っております。
委員	今後に関しての話は必要だと感じます。行政の指導内容に関しては必要があるのではないかでしょうか。
局長	農地が農地以外になるという部分以外での書類の提出は求められないという点、また覚書に関しては行き過ぎた行為であると考えられる為、農地の転用目的に着目していただき、この段階でのご判断をしていただきたいと考えております。
担当委員	私なりに地元の議員として判断する中で、不動産宅建の方・司法書士の方からも丁寧に説明していただいたうえで、納得することができております。
委員	行政書士の方等が介入されているのであれば、確約書や協定書等を出したうえで農業委員会にて提出していただいたほうがよかったですのではないかと思います。
担当委員	委員が仰る通りでございます。今後に関しましては、近隣の住民の方の意見を取り入れながら、遂行してまいります。
議長	事務局からも一つ伝達があるとのことですので、事務局お願ひいたします。
局長	先ほどの覚書の話からつながる部分ではございますが、農地法の書類の中に覚書ではございませんが、誓約書を提出していただいております。あくまで県知事宛の誓約書にはなりますが、誓約書は提出していただいており、転用にあたっての誓約に関しては合意いただいている状況です。 申し訳ございません、この件に関してはご伝達できておりませんでしたので、お伝えさせていただきます。
委員	委員からもございましたが、新宮町での状況はいかがだったのでしょうか。
局長	譲受人の本店に関しては新宮町でございますが、新宮町の方では 10 年間地元住民との関係性を保ちながら事業を行っており、誓約書の提出もしていただいております。 今回の申請土地に関しても同様に、関係性を保ちながら事業を行ってまいりますと明言しております。新宮町では本拠地のため、金属関係での部分がありますが、今回の申請土地に関してはあくまでも車の置き場を補足するための用途とのことです。
委員	実際に新宮町の方で業務開始後にご迷惑がかかってないと証明できる実績はあるのでしょうか。

局長	申し訳ございません。新宮町の事業後に関しては確認が取れしておりません。許可を出す出さないの結果が決まる前での確認は必要ないと判断させていただいております。
議長	この件について、他にご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。賛成多数で許可相当といたします。 次に番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	こちらに関してはすでに許可がでております。図面の変更とのことで路面水路を宅地変更したいとのことでの許可申請となっております。地元の森林組合からも許可をいただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に番号 3 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	議案書の通り、周りは宅地になっております。そのため、付近での耕作が少なく、地主もこちらには在中していないため、荒れた土地になっている状況です。何度かシルバーパートナーメンバーに頼んで草抜きはしてもらっていたものの、3~4 年くらいは草が沢山生えていた状況でした。売買するにあたって草をきれいに除草したことにより、印象が良くなつたのではないかと考えられます。周りの宅地と合わせ、ブロックを 2 段ほど積み上げたいとの話もいただいております。付近の公共下水道を利用し、雨水に関しては側溝を利用し、対応することです。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に番号 4 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	付近に上下水道が置いてありますが、南側に水道を作成することです。宅地を立てる点に関しては問題ございません。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。

委員	平成 2 年の許可証変更のことですが、業務変更等があったのでしょうか。
局長	<p>今回のこの土地に関して、平成 2 年に農地法第 5 条における許可を受けて、所有権移転まで行ったのですが、その後に住まなくなったとのことで、保留になっておりました。</p> <p>ですが、今回新たに別の方が住居予定とのことで再度変更申請を提出していただきました。ただ、一部福津市に売却済みの土地もあるとの話もいただいております。今回の申請に関しては、譲り手が変更となったという点が大きな変更の部分となります。</p>
議長	<p>この件について、ほかにご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に、日程第 3 議案第 118 号農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録申請について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	〈議案朗読〉
議長	<p>ただいまご説明にあった通り、あっせん名簿に登録することでの申請となります。</p> <p>この件についても採決がございますが、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 119 号農地移動適正化あっせん事業相手方選定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	〈議案朗読〉
議長	<p>基盤強化法にのつとての売買となりますので、あっせん事業ということになりますが、農業委員の中からあっせん委員ということで 2 名指名する必要がございます。尚、対象の農地付近の委員の選定ということになりますので、8 番・13 番の 2 名をあっせん委員ということで指名したいと思います。</p> <p>問題はございませんでしょうか。これにて承認いただいたということになります。</p> <p>次に、日程第 5 議案第 120 号農地法第 4 条第 1 項第 7 条の規定による届出報告について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	〈議案朗読〉
議長	<p>こちらの議案に関しましては、報告事項となりますので先ほどの説明で終わりたいと思います。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 121 号農地法第 5 条第 1 項第 6 条の規定による届出報告につ</p>

	いて、事務局の説明をお願いします。
事務局 議長	〈議案朗読〉 こちらに関しましても報告事項でございますので、説明にて終了したいと思います。
事務局 議長	次に日程第 7 議案第 122 号農業用付帯設備に係る行為の届出報告について、事務局の説明をお願いします。
事務局 議長	〈議案朗読〉 こちらに関しましても報告事項でございますので、説明にて終了したいと思います。
事務局 議長	次に日程第 8 議案第 123 号農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	〈議案朗読〉 こちらに関しましても報告事項でございますので、説明にて終了したいと思います。
事務局 議長	次に日程第 9 議案第 124 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	〈議案朗読〉 賃貸の契約終了に関する報告事項となりますので、こちらも説明にて終了したいと思 います。
事務局 議長	次に、日程第 10 議案第 125 号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	〈議案朗読〉 この件について、ご質問や意見などはありませんか。
議長	基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようすで、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意とい ふことで担当課へは、特に意見無しと回答します。
委員 局長	以上で議案の審議はすべて終わりました。以上よりご質問のある方はいらっしゃ いますか。 日程第 8 議案の届出の件ですが、どのような場合に申請が必要なのでしょうか。 日程第 8 議案に関しては、以前より何度か総会でも議題にあがったことはござ いますが、農業用の倉庫や進入路については農地が農地以外になる部分での届出になるの ですが、今回の議案にあたる農作物栽培高度化施設の底地をコンクリートで覆う場合 に関しては、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出が対象となります。

委員	<p>でしたら、道が滑る等の対策の際にコンクリート塗装をする場合も同様の申請が必要なのでしょうか。</p> <p>乗り入れの際に滑ってしまう際の対処としてのコンクリート塗装に関しては、第7議案にもありました、農業用付帯設備に係る行為の届出になります。先ほどご説明させていただいた届出とは異なりますのでご注意ください。</p>
議長	<p>ほかにご質問や意見などはございませんか。</p> <p>ないようでしたら、これにて総会は終了させていただきます。事務局から伝達をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(年次計画表に関して、前回総会時の議案にあった舍利蔵の農地転用について、事務連絡等)</p>
局長	<p>以上を持ちまして第16回福津市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。</p> <p>福津市農業委員会 会長</p>